

(2) 協議事項

ア 専門的知見の活用について

イ 市民意向調査（アンケート配布）について

※使用資料は、別に配付

(3) 調査事項

ア 事務事業調整に係る各部会への調査の実施について

※使用資料は、任意協議会提示資料等

平成 29 年 10 月 5 日

目 次

<協議事項>

専門的知見の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

<調査事項>

事務事業調整に係る各部会への調査の実施について・・・・・・・・ 4

(2) 協議事項

ア 専門的知見の活用について

地方自治法第100条の2及び小田原市議会基本条例第11条の規定に基づく専門的知見の活用について（中核市移行に係る分析等）

- 1 調査事項 中核市移行に係る分析等
- 2 調査期間 平成29年10月6日から平成30年2月16日まで
- 3 調査を依頼する者 東京都国立市中2丁目1番地
国立大学法人 一橋大学 副学長 辻 琢 也
東京都港区六本木7丁目22番1号
国立大学法人 政策研究大学院大学 教授 高 田 寛 文
- 4 提 案 理 由

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会は、平成28年10月21日設置の「小田原市・南足柄市『中心市のあり方』に関する任意協議会」に先立ち平成28年6月28日の定例会本会議において設置目的の調査が終了するまでの期間において設置するものとされたものである。

本調査特別委員会設置以後、任意協議会の協議状況を見据えつつ、他市事例の調査や「小田原市・南足柄市『中心市のあり方』について」を調査事項とした地方自治法及び小田原市議会基本条例の規定に基づく専門的知見の活用を実施し専門家による知見を得たこと、また市議会シンポジウムを同時開催し参加された市民等からの意見、考え等もアンケートにより得るなどし、この間、16回開催してきたものである。

なお、任意協議会においては、南足柄市との合併を主眼に置いた各事務事業調整も終了し、任意協議会としての協議結果が出され、市民説明等が行われている状況である。

今後は、この合併を是とする判断がなされた場合、法定協議会の設置も予定されること。また、近い将来には中核市への移行についても協議がされることが考えられる。

そこで、本調査特別委員会では、中核市移行に係る様々な分析、調査をすることが必要であることから、地方自治法第100条の2及び小田原市議会基本条例第11条の規定に基づく専門的知見の活用を行うものとする。

5 提 案 者

県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員とする

6 調査依頼の内容

現在調査中の中核市等への状況調査結果や任意協議会での協議結果、及び関係資料等から、行財政改革からの視点を踏まえ、分析を行っていただく。

7 報告形態等

(1) 開催会議 県西地域の中心市のあり方に関する調査特別委員会

(2) 報告日 平成30年 月 日 (両教授と調整する。)

(3) 開催場所 全員協議会室

(4) 対象者 対象は議員のみとする

(5) 進行内容

①13:15 再開・・・委員長

②13:17～13:25 教授紹介・・・委員長

③13:25～15:00 報告・・・辻教授、高田教授からの中核市移行に係る分析等の報告

④15:00～17:00 質疑・・・調査特別委員から教授に対し質疑

質疑・・・委員外議員から教授に対し質疑

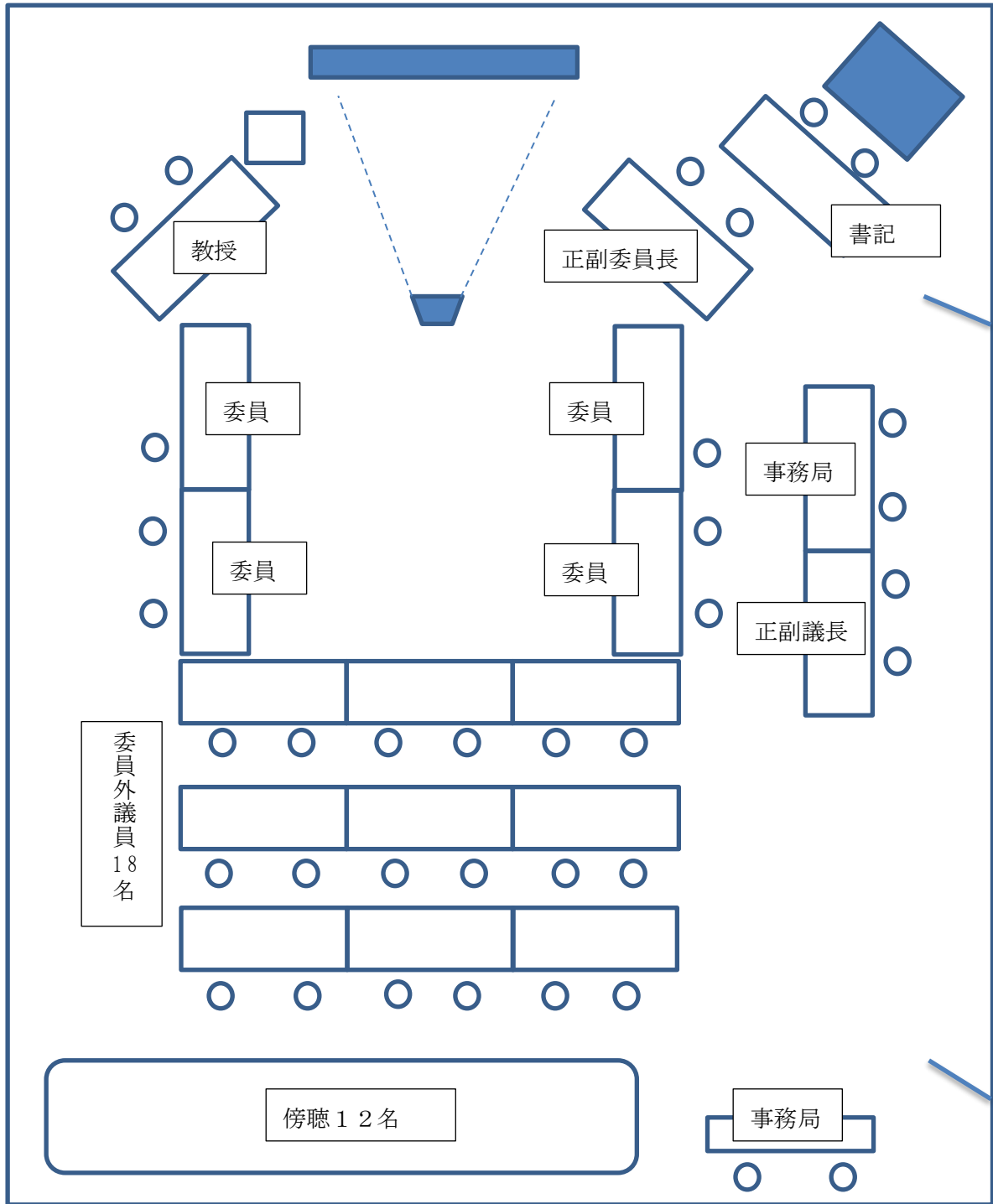
⑤17:00～17:05 取りまとめ・・・委員長

⑥17:05 散会・・・委員長

<前回(9月13日開催)の調査特別委員会での各委員からの意見等>

- ・2月4日開催のようなシンポジウム形式は先進的なものであったが、議員からの質疑も時間的に制約された面があった。
- ・中核市と行政改革のみの事項ではまだ市民意識は低いため、議員のみという考えもある。
- ・法定合併協議会への意向は別として、中核市移行に係る事項は議会として考えなくてはならない。よって中核市というテーマから議員がしっかりと学ぶことが第1段階。市民への対応は合併の問題もあり混乱を招くことから、合併に関する一定の方向が出た次の段階でよいと考える。
- ・前回のシンポジウム形式は良かったと思うが、今回のテーマが中核市であることから難しいと思える。よって議員対象としたほうが良い。
- ・市民の理解を深めることは必要であるが、現状では議員のみ対象とするほうが良いと考える。
- ・小田原市が中核市になるために合併するのだと、市民からよく聞く場面がある。議会としても、このテーマが誤解とならないようなものとしたい。よって市民を交えてのシンポジウム形式が良いと考える。
- ・専門的知見の活用提案理由案からも対象は議員のみでよいと考える。また、開催時期は今行っている中核市等への調査結果を取りまとめた後に改めて協議すればよいと考える。任意協議会の合併の論議と中核市への意向は別。中核市移行についての議論も必要である。
- ・対象は議員のみとし、議員と講師と討論をしながら見識を深め的確な対応ができるようにしたいと考える。
- ・議員への報告のみでもよいと考えるが、場所は多くの方が傍聴できるよう外で行うこともよいと考える。

【会場レイアウト】



(3) 調査事項

ア 事務事業調整に係る各部会への調査の実施について

■調査の実施について

前回（7月4日）開催の調査特別委員会において、任意協議会で実施された3,270件の事務事業調整内容について、合併した場合のスケールメリットや行財政改革の効果を見出すための具体的調整内容について、部会別に集中的に調査することとした。

■部会・分科会における事務事業調整の方針

(1) 基本的な方針

合併に関する検討は行財政基盤の強化を主たる目的としており、事務事業の調整にあたっては2市のこれまでのまちづくりや地域特性、歴史、経緯を尊重しつつ、合併した場合のスケールメリットや行財政効果により、財政効果が確保できるよう次の基本原則に基づき調整を行う。

(2) 基本原則

①健全な財政運営・行政改革の推進

新市において、健全な効率的な行政運営が可能となるよう、現在及び今後の社会情勢の動向等も踏まえ、行財政改革の視点から事務事業の妥当性・必要性について十分に検討を行い、調整に努める。

[具体的な調整方針]

◇両市で類似する事業はできる限り整理・統合する。

◇両市の事務事業の統合にあたっては、現状の2市の決算額の合計の範囲内で実施できるよう調整に努める。

◇抜本的な事務事業の見直しを行い、必要性に乏しい事務事業については廃止・縮小する。

②適正規模基準

新市の人口、面積等の規模に見合った適正な事務事業を進める必要があることから、県内の施行時特例市（平塚、茅ヶ崎、厚木、大和）などの規模的に類似した団体の状況を調査し、適正な規模の事務事業となるよう調整に努める。

③一体性の確保

市民生活に混乱や支障をきたすことのないように、速やかに一体性を確保できるよう調整に努める。なお、合併時の統合・再編を原則とするが、これまでの経緯や財政的観点等から速やかな事務事業の統合が困難な場合は、統合する期限を明確にする。

④負担の公平

使用料・手数料や地方税など市民が直接負担するものについては、市民に不公平感を与えないよう十分配慮し、行政サービス格差を生じないよう調整に努める。なお、一方の市の市民にとって、急激な負担増となる場合は、段階的な統合も考慮に入れる。

⑤市民サービスの向上

市民サービスの水準に差異があるものについては、サービス水準や内容等を十分に検討し、より効果的な方法で市民サービスの向上が図られるよう調整に努める。

⑥地域特性の尊重

2市の地域性を踏まえ実施されてきた固有の事務事業については、地域の歴史、文化等に配慮するとともに、地域の魅力を活かしたまちづくりの実現に向け、他の原則との整合性に留意しつつ、可能な限り尊重に務める。

■日程等

委員会開催日	対象部会名称	通告 締切日	＜参考：各事務事業数＞			
			A ランク	B ランク	C ランク	合計
	環境部会		46	15	159	220
	経済部会		148	30	252	430
	都市部会		64	0	190	254
	建設部会		39	2	135	176
	下水道部会		21	0	47	68
	水道部会		19	2	62	83
	防災・消防部会		28	0	32	60
	福祉・医療部会		225	15	337	577
	子ども・青少年部会		81	14	95	190
	教育部会		67	15	164	246
	総務・財務部会		79	23	213	315
	文化部会		89	26	116	231
	市民部会		82	18	67	167
	企画部会		56	3	141	200
			1,044	163	2,010	3,217

上記3, 217件の事務事業（A、B、Cランク）から、調査する事務事業を抽出する。
抽出した項目について質疑等により調査・確認する。